

# 山陽小野田市農業委員会

## 第5回

### 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年11月13日午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	3	藤 井 豊
	4	森 田 祐 三
	5	田 中 覺
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	國 吉 彰

4. 欠席委員 なし

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 15号 農地法第3条 権利の移動

議案第 16号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第 17号 現況証明願い

報告第 8号 水田埋立畑地造成事前申出について

報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 18号 農用地利用集積計画について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

## 7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第5回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員はありません。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名は6番相本委員と9番藤田委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第15号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
- 事務局の説明を求めます。
- 局次長 今月の農地法第3条の許可申請は4件です。
- 議案第15号番号7について議案書をもとに説明いたします。
- 2ページをご覧ください。
- 申請地は、■■■■から■■へ約■■■k mに位置する第3種農地です。
- 申請内容は下表のとおりです。
- 公図は3ページをご覧ください。
- 本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 3番 現地の報告をさせていただきます。
- 現地の位置等につきましては事務局から説明がありましたので省略します。
- 11月6日に事務局2名と田中委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。
- 周辺の状況は、宅地と畑に囲まれていました。
- 申請地の状況は、野菜等が栽培されており、草刈り等の管理もしっかりとされている状態でした。
- 譲渡人は、遠方に居住しており、管理が困難であることから譲渡するそうです。
- 譲受人は、譲渡人に依頼されて野菜の栽培や草刈り等を行ってきましたが、購入してほしいとの相談があり、購入することにしたようです。
- その他特に問題となることはありません。
- 以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 15 号番号 7 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 8 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 15 号番号 8 について議案書をもとに説明いたします。  
4 ページをご覧ください。  
申請地は、■■■■から■■■へ約 ■■■ k m に位置する第 2 種農地です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は 5 ページをご覧ください。  
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
3 番 現地の報告をさせていただきます。  
周辺の状況は、宅地や畑に囲まれていました。  
申請地の状況は、休耕中の畑でしたが、保全管理してありました。  
譲渡人は、管理が困難なことから、譲受人からの申し出もあり、譲渡することにしたそうです。  
譲受人は、経営規模の拡大のため譲り受けるとのことです。  
その他特に問題はないと思います。  
以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 15 号番号 8 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 9 と、「現況証明願いについて」議案第 17 号番号 8 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 15 号番号 9 と、「現況証明願いについて」議案第 17 号番号 8 は関連しますので、一括して説明します。  
最初に、議案第 15 号番号 9 について議案書をもとに説明いたします。  
6 ページをご覧ください。  
申請地は、■■■■から■■■へ約 ■■■ k m に位置する農用地区域内農地と第 2 種農地です。  
申請内容は下表のとおりです。

公図は7ページから10ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

続いて、議案第17号番号8「現況証明願い」について議案書をもとに説明いたします。

27ページをご覧ください。

申請地は、第2種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は28ページをご覧ください。

本件は、昭和56年頃、自宅を増築した際に、誤って申請地に農機具倉庫を建設したもので、現在も農機具倉庫として利用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5番 現地の報告をさせていただきます。

11月6日に事務局2名と藤井委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。

今事務局から説明がありましたように、近隣に点在する農地を息子に贈与すると同時に自宅の裏に無断で農舎を建ててしまった件について現況確認の申請を行うものです。

今回取得する農地に関しては全て耕起済みでした。

その他特に問題はありませんでした。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第15号番号9及び、議案第17号番号8に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号10について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第15号番号10について議案書をもとに説明いたします。

11ページをご覧ください。

申請地は、                    から■へ約■kmに位置する第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は12ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長  
3 番 次に現地調査報告をお願いします。  
現地の報告をさせていただきます。  
現地の位置は、■■■■の裏側になります。  
周辺の状況は、宅地となっています。  
申請地の状況は、宅地と畑が隣接していました。  
譲渡人は、親が亡くなり、後継者もないことから、知人である譲受人に宅地と畑を一括して購入してもらうことにしたそうです。  
その他特に問題になりそうな点はありませんでした。  
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 15 号番号 10 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

局次長 事務局の説明を求めます。  
今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件です。  
議案第 16 号番号 15 について議案書をもとに説明いたします。  
14 ページをご覧ください。  
申請地は、■■■■から■■■■へ約 ■■■■k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は 15 ページ、土地利用図は 16 ページをご覧ください。  
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長  
5 番 次に現地調査報告をお願いします。  
現地の報告をさせていただきます。  
内容としましては事務局から説明があった通りです。  
その他特に問題はありません。  
以上です。

議長  
1 1 番 ただ今の説明について質問はありませんか。  
実際に現地調査をして見てきたことを説明してください。

議長  
6 番 田中委員をお願いします。  
再度現地の報告をさせていただきます。  
転用目的は太陽光発電設備です。

申請地は周辺より少し高い位置にあります。  
周辺の状況は■■■■の敷地がありますが、住居はありません。  
その他特に問題となる事項はありません。  
以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 16 号番号 15 に賛成の方の挙手を求めます。  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 16 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 16 号番号 16 について議案書をもとに説明いたします。  
17 ページをご覧ください。  
申請地は、■■■■から■■■■へ約 ■■■■k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は 18 ページ、土地利用図は 19 ページをご覧ください。  
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
5 番 現地の報告をさせていただきます。  
場所に関しては事務局から説明がありましたので省略します。  
現地は道路と宅地、雑種地に囲まれた畑の一部です。  
その畑に 2 m 幅の進入路を設置するものです。  
申請地は不作付の状態でした。  
以上で報告を終わります。

局長 補足となりますが、譲受人は譲渡人の娘さんです。  
申請地の東側にある譲渡人所有の宅地に家を建てるために、進入路を設置するものです。  
公図では、高規格道路から申請地北側を通過して進入できるように見えますが、現状は薪を保管する小屋が宅地の一部にあり、進入が困難であるため、畑の一部を進入路へと転用するものです。  
事務局へ何度も協議に来られた上、事務局の方でも現地に行って事前に確認を行っています。その際、実際に薪小屋があり進入困難であることを確認しています。以上です。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 16 号番号 16 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 17 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 16 号番号 17 について議案書をもとに説明いたします。  
20 ページをご覧ください。  
申請地は、■■■■から■■■■へ約 ■■■ k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は 21 ページ、土地利用図は 22、23 ページをご覧ください。  
本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
5 番 現地の報告をさせていただきます。  
現地の南側の土地にも既に太陽光発電施設がありました。  
周囲への影響も特になく、問題ないと思います。  
以上です。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 16 号番号 17 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に議案第 17 号「現況証明願いについて」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

局次長 今月の「現況証明願い」は 2 件です。  
番号 8 については採決が終わっていますので、議案第 17 号番号 7 について議案書をもとに説明いたします。  
25 ページをご覧ください。  
申請地は、■■■■から■■■■へ約 ■■■ k m に位置する第 3 種農地です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は 26 ページをご覧ください。  
本件は、約 30 年前に近所の方から依頼されて、田を埋め立てて駐車場として整備し、現在も駐車場として使用しているものです。  
今後も農地として利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
3 番 現地の報告をさせていただきます。  
現地の状況は事務局から説明があった通りで、駐車場として利用されて



おり、農地性はなく、現況証明も致し方ないと思います。

以上で報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 17 号番号 7 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 8 号「水田埋め立て畑地造成事前申出について」事務局の説明を求めます。

局次長 今月の水田埋め立て畑地造成事前申し出は 1 件です。

報告第 8 号番号 1 について議案書をもとに説明いたします。

30 ページをご覧ください。

申出地は、                    から    へ約    k m の農用地区域内農地です。

申出の内容は下表のとおりです。

公図は 31 ページ、土地利用図は 32 ページをご覧ください。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5 番 現地は厚狭川の東側に位置する田で、果樹耕作を目的として 1 m 程度埋立を行うそうです。

埋立を行う土砂は残土処理で発生したものになります。

議長 以上で報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 8 号番号 1 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 9 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明を求めます。

局次長 33 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は、番号 5 から 15 までの 11 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 9 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 18 号「農用地利用集積計画」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長 36 ページをご覧ください。

議案第 18 号農用地利用集積計画について、議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画

は、整理番号 159 番から 229 番までの 71 件、197 筆、337,014 m<sup>2</sup>でございます。

議長

ご審議の程お願いします。  
何か質問はありませんか。  
無いようでしたら採決に入ります。  
賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)

局次長

全員賛成により、議案第 18 号は原案どおり了承することとします。  
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。  
次回の現地調査は、12 月 5 日(火)9 時から、村上委員、國吉委員でお願いします。

議長

第 6 回総会は、12 月 13 日(水)13 時 30 分からで、会場は保健センター集団指導室です。  
以上をもちまして第 5 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。  
(起立、礼)  
お疲れ様でした。

午後 2 時 1 5 分 閉会

令和 年 月 日

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

6 番委員

議事録署名委員

9 番委員